

クオンティック・トラスト
早期償還目標水準設定型ファンド
スマート・ブレイン2020-03

ケイマン籍契約型外国投資信託(米ドル建て)／単位型 公社債投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間 第1期(2020年3月31日～2021年2月28日)

受益者の皆様へ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、クオンティック・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社

S M B C 日興インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ

代行協会員

ゴールドマン・サックス証券
株式会社

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型 公社債投資信託
信託期間	ファンドは、2020年3月31日に運用を開始し、原則として2030年3月29日に終了します。ただし、後記「早期償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
早期償還	<p>ファンド（または場合によりトラスト）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了します。</p> <p>①ファンド（もしくは場合によりトラスト）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合</p> <p>②受益者が、ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合</p> <p>③基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時</p> <p>④受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しましたは任命を手配することができない場合</p> <p>⑤管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しましたは任命を手配することができない場合</p> <p>⑥受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合 また、ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、管理会社はファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定することができます。</p>
運用方針	ファンドの満期償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、米ドル建て投資元本の100%を確保することを目指しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	特別目的会社（SPC）であるシグナム・ミレニアII・リミテッド（Signum Millenia II Limited）により発行される10年満期米ドル建てパフォーマンス・リンク債（以下「投資先債券」といいます。）
ファンドの運用方法	投資先債券への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%（満期時目標償還水準）を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせて運用します。

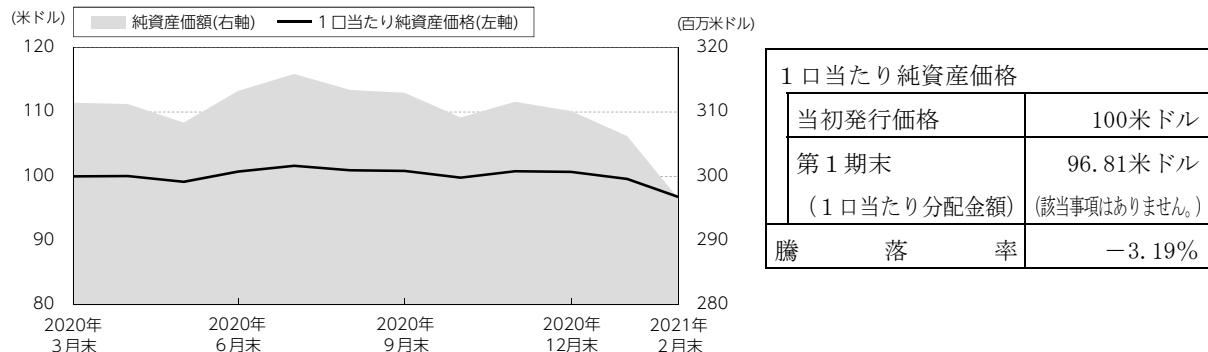
（次頁に続きます。）

主な投資制限	<p>ファンドに適用される主な投資制限は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資を行いません。・ファンドは、信用リスクを適正に管理する方法として管理会社が適當と認めるリスク管理手法に反することとなる取引を行いません。・ファンドは、いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除きます。）またはその他類似する取引も行いません。・ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合は、この限りではありません。
分配方針	原則として分配は行わない方針です。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移



(注1) 謄落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドは分配を行うことを予定しておりません。

(注2) ファンドの購入価格により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されていません。

1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期におけるファンドのパフォーマンスは、-3.19%となりました。ファンドの1口当たり純資産価格は、投資先債券の価格に応じ変動しました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

参照戦略の参照ファンドであるMA AMC Limitedは、当期において、報酬控除後で+5.6%のリターンを達成しました。資産クラスでは、債券、商品および株式が利益を生み出しましたが、為替取引がマイナス要因となりました。当期中、株式のポジショニングが利益を生み出したうえ、債券取引がさらに利益を上げました。米国、ドイツおよび英国へのエクスポージャーを持つ債券のショートポジションのおかげで、当期の最後の2カ月間に利益を計上しました。最も貢献したのは商品取引で、エネルギーと金属のポジションが特に利益を生み、原油、銅、アルミニウムのロング・ポジションが最も効果的でした。

■ポートフォリオについて

安定運用部分は、通貨スワップ取引に適用される米ドルの金利が急上昇したことを主な要因として当期中に-3.3%のリターンを記録し、マイナスのパフォーマンスとなりました。当期中の積極運用部分のリターンは、参照戦略のリターンが+1.6%であった一方で、+0.2%となりました。参照戦略のリターンは、コール・オプションの時間価値の低下によって部分的に相殺されました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「III. ファンドの経理状況 財務諸表（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは、引き続き投資方針に従い運用されます。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理会社報酬	報酬対象額（ファンドの発行価格に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額。以下同じです。）の年率0.03%（毎月後払い）	ファンドに対する管理業務の対価
受託会社報酬	報酬対象額の年率0.01%（ただし、最低報酬額として年間15,000米ドルがかかります。）（毎四半期後払い）	ファンドに対する受託業務の対価
管理会社業務代行会社報酬	報酬対象額の年率0.04%（毎月後払い）	ファンドに対する管理会社業務代行業務
管理事務代行会社報酬	報酬対象額の年率0.10%（ただし、最低報酬額として年間10,000ユーロがかかります。）（毎月後払い）	ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価
サービス支援会社報酬	報酬対象額の年率0.20%（毎月後払い）	ファンドのサービス支援業務の対価
保管会社報酬	報酬対象額の年率0.05%（ただし、最低報酬額として年間5,000ユーロがかかります。）（毎月後払い）	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価
販売会社報酬	報酬対象額の年率0.25%（毎月後払い）	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価
代行協会員報酬	報酬対象額の年率0.01%（毎月後払い）	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価
その他の費用・手数料（当期）	0.05%	弁護士報酬、設立費用、印刷および公告費、専門家報酬、保護預かり費用、取引手数料ならびに預金利息

(注) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料等（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料等の金額をファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記計算期間末および第1会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2021年2月末日)	296,616,750.40	32,808,779	96.81	10,708
2020年3月末日	311,430,300.00	34,447,305	100.00	11,061
4月末日	311,269,105.64	34,429,476	100.04	11,065
5月末日	308,345,077.95	34,106,049	99.13	10,965
6月末日	313,305,825.71	34,654,757	100.74	11,143
7月末日	315,928,210.36	34,944,819	101.62	11,240
8月末日	313,425,068.70	34,667,947	100.95	11,166
9月末日	313,023,743.44	34,623,556	100.86	11,156
10月末日	309,175,064.86	34,197,854	99.79	11,038
11月末日	311,626,630.20	34,469,022	100.80	11,149
12月末日	310,141,295.85	34,304,729	100.70	11,138
2021年1月末日	306,278,734.64	33,877,491	99.61	11,018
2月末日	296,616,750.40	32,808,779	96.81	10,708

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2021年6月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.61円）によります。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

III. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トウシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2021年6月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.61円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

クォンティック・トラストー早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03の受託会社
御中

監査意見

我々は、クォンティック・トラストー早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03（以下「ファンド」という。）の2021年2月28日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、ならびに2020年3月31日（ファンドの運用開始日）から2021年2月28日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書（すべて米ドルで表示）（以下、総称して「財務書類」という。）、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の本財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ファンドの2021年2月28日現在の財務状態、ならびに2020年3月31日（ファンドの運用開始日）から2021年2月28日までの期間の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、我々の報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共に国際会計士倫理基準審議会が発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が意見表明のための基礎として十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類、財務書類に対する注記およびそれに対する我々の監査報告書は含まれていない。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

本財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると受託会社および管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、受託会社および管理会社がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜

開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

ガバナンスの責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、CSSFが採用したISA-sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、本該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

CSSFが採用したISA-sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに受託会社および管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・受託会社および管理会社が継続企業の前提の会計基準を使用する適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トウシュ
ケイマン諸島
2021年8月6日

(財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。)



Deloitte & Touche LLP
One Capital Place
PO Box 1787
Grand Cayman, KY1-1109
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 (345) 949 7500
Fax: +1 (345) 949 8238
www.deloitte.com/ky

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Quantic Trust - Target Early Termination Smart Brain Fund 202003

Opinion

We have audited the financial statements of Quantic Trust - Target Early Termination Smart Brain Fund 202003 (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the schedule of investments as at February 28, 2021, and the statement of operations and changes in net assets for the period from March 31, 2020 (launch date) to February 28, 2021 (**all expressed in US dollars**) (together "the financial statements"), and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at February 28, 2021, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from March 31, 2020 (launch date) to February 28, 2021 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the "*Commission de Surveillance du Secteur Financier*" (CSSF). Our responsibilities are further described in the "**Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements**" section of our report. We are also Independent of the Series Trust In accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our **Auditors' report thereon**.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.



Independent Auditors' Report (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are **free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an Auditors' report that includes our opinion**. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the **Series Trust's internal control**.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the **going concern basis of accounting** and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our Auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our Auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

August 6, 2021

(1) 貸借対照表

クオンティック・トラスト
— 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03
純資産計算書
2021年2月28日現在
(米ドルで表示)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－時価評価額			
(取得原価 299,264,806.99米ドル)	1.2	290,046,253.87	32,082,016
前払販売報酬	7	5,662,214.08	626,297
銀行預金		1,176,708.22	130,156
設立費用	1.3	108,913.86	12,047
投資有価証券売却未収金		58,061.55	6,422
資産合計		297,052,151.58	32,856,938
負債			
未払買戻代金		328,145.77	36,296
未払弁護士報酬		20,845.34	2,306
未払印刷および公告費		20,523.19	2,270
未払受託会社報酬	2	20,431.91	2,260
未払販売会社報酬	7	12,591.91	1,393
未払専門家報酬		11,203.25	1,239
未払サービス支援会社報酬	9	10,073.58	1,114
未払管理事務代行会社報酬	5	5,036.75	557
未払保管会社報酬	6	2,518.41	279
未払管理会社業務代行会社報酬	4	2,015.50	223
未払管理会社報酬	3	1,511.66	167
未払代行協会員報酬	8	503.91	56
負債合計		435,401.18	48,160
純資産価額	14	296,616,750.40	32,808,779
発行済口数		3,063,761口	
1口当たり純資産価格		96.81	10,708円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

クオンティック・トラスト
— 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03
運用計算書および純資産変動計算書

2020年3月31日（ファンドの運用開始日）から2021年2月28日までの期間
 (米ドルで表示)

	注	米ドル	千円
収益			
債券に係る利息	1. 4	1, 959, 589. 98	216, 750
その他の収益	11	101, 084. 00	11, 181
収益合計		2, 060, 673. 98	227, 931
費用			
販売会社報酬	7	1, 270, 989. 83	140, 584
サービス支援会社報酬	9	563, 682. 58	62, 349
管理事務代行会社報酬	5	281, 838. 75	31, 174
保管会社報酬	6	140, 919. 41	15, 587
管理会社業務代行会社報酬	4	112, 740. 50	12, 470
管理会社報酬	3	84, 552. 66	9, 352
設立費用	1. 3	48, 678. 82	5, 384
弁護士報酬		29, 364. 13	3, 248
受託会社報酬	2	28, 355. 91	3, 136
代行協会員報酬	8	28, 017. 91	3, 099
印刷および公告費		24, 393. 36	2, 698
専門家報酬		22, 945. 91	2, 538
保護預かり費用		12, 215. 88	1, 351
取引手数料		177. 19	20
預金利息		173. 62	19
費用合計		2, 649, 046. 46	293, 011
投資純損失		(588, 372. 48)	(65, 080)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

クオンティック・トラスト
— 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2020年3月31日（ファンドの運用開始日）から2021年2月28日までの期間
(米ドルで表示)

	注	米ドル	千円
投資純損失（前ページ繰越）		<u>(588,372.48)</u>	<u>(65,080)</u>
実現純損益			
為替に係る利益	1.5	40,233.90	4,450
投資有価証券に係る利益	1.2	13,303.92	1,472
当期投資純損失および実現純利益		<u>(534,834.66)</u>	<u>(59,158)</u>
未実現評価損益の純変動			
投資有価証券に係る評価損	1.2	(9,218,553.12)	(1,019,664)
運用による純資産の純減少		<u>(9,753,387.78)</u>	<u>(1,078,822)</u>
資本の変動			
受益証券の発行		311,430,300.00	34,447,305
受益証券の買戻し		(5,060,161.82)	(559,704)
資本の純変動		<u>306,370,138.18</u>	<u>33,887,601</u>
期首現在純資産額		—	—
期末現在純資産額	14	<u>296,616,750.40</u>	<u>32,808,779</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

クオンティック・トラスト
— 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03
統計情報

期末現在発行済受益証券口数

発行口数	3,114,303
買戻口数	(50,542)

2021年2月28日 3,063,761

期末現在純資産価額

2021年2月28日	米ドル	千円
------------	-----	----

2021年2月28日	米ドル	千円
------------	-----	----

2021年2月28日	米ドル	円
------------	-----	---

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

クオンティック・トラスト
— 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03
財務書類に対する注記
2021年2月28日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則ならびに法令および規則に従い表示されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

投資先債券のディーラーであるゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」）は、各計算日時点の投資先債券の評価を提供する。

評価は、G S Iにより、店頭デリバティブ取引の商業実務に従い決定される。当該評価は、参照戦略を直接保有した場合の価値とは異なる評価となる可能性のある、独自のモデルおよびデータ・インプットに基づく場合があり、その結果、参照戦略の価値を下回る可能性がある。

未実現評価損益は、当期における投資有価証券の市場価格の変動により構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

1.3 設立費用

設立費用は、3会計期間において、定額法により償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生し、源泉徴収税を差し引いて記録される。

1.5 外貨換算

アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）以外の通貨建て資産および負債は、期末現在の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建て取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現評価益／評価損および実現利益／損失の純変動は、運用計算書および純資産変動計算書において記録される。

時価で評価されるポートフォリオの有価証券から生じる未実現為替評価益／評価損は、投資有価証券に係る未実現評価益／評価損の純変動に含まれる。その他の為替利益／損失は、損益計算書および純資産変動計算書に直接記載される。

注 2. 受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドルの、四半期毎に後払いされる、募集価格に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額（以下「報酬対象額」という。）の年率0.01%の受託報酬を、2030年3月26日に予定される債券の満期日（以下「債券満期日」という。）またはファンドの早期償還日（以下「早期償還日」という。）（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討した場合はそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉の対象となり、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により追加の報酬が請求される。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社に発生した合理的なすべての立替費用を、ファンドの資産から返済される。

注 3. 管理会社報酬

管理会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.03%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社に発生した合理的なすべての立替費用を、ファンドの資産から返済される。

注 4. 管理会社業務代行会社報酬

管理会社業務代行会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.04%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、管理会社業務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注 5. 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、最低で年間10,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注 6. 保管会社報酬

保管会社は、最低で年間5,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.05%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注 7. 販売会社報酬および前払販売報酬

販売会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.25%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

また、上記に加え、募集価格に2020年3月30日現在で発行済の受益証券の口数を乗じた金額の2.00%の前払販売報酬が、ファンドにより販売会社に対して2020年3月31日に支払われ、債券満期日まで償却される。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注8. 代行協会員報酬

代行協会員は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.01%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注9. サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.20%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注10. 投資先債券関連報酬

投資先債券に関する特定の報酬および費用は、投資先債券の投資者として、ファンドが負担する。

注11. その他の収益

運用計算書および純資産変動計算書の「その他の収益」の項目において計上される収益は、主に買戻し手数料で構成される。

注12. 税金

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の税法の下において、ファンドが支払う税金はない。したがって、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

その他の国

ファンドは、その他の国を源泉とする一定の収益に対し、源泉徴収税等の租税を課されることがある。

受益者は、各自の法域の法律に基づく受益証券の保有および償還に関する税務上またはその他の効果に関して、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律顧問および税務顧問と相談するべきである。

注13. 受益証券の発行および買戻しの条件

当初募集期間の満了後、ファンドの受益証券の発行は行われない。

受益証券は、買戻請求の通知の手続に従って、最終買戻日（同日を含む。）までの各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり買戻価格で買い戻すことができる。トラストの英文目論見書およびファンドに関する英文目論見書の付属書（以下、総称して「英文目論見書」という。）に記載されるとおり、受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から買戻し手数料を控除した金額である。

注14. 2021年2月26日現在の投資有価証券の評価

2021年2月26日現在のファンドの純資産価額（ひいては2021年2月28日時点のファンドの純資産価額）は、2021年2月26日現在の投資先債券の買付金額の終値が当時入手可能でなかったため、基本信託証書および英文目論見書に記載されている評価原則に従って、2021年2月25日現在の投資先債券の買付金額を用いて計算された。

2021年2月26日現在の投資先債券の買付金額を用いてファンドの投資有価証券を評価した場合、ファンドの投資有価証券総額は287,595,245.07米ドルとなり、その結果、2021年2月26日現在の純資産価額は294,165,741.60米ドル、受益証券1口当たり純資産価格は96.01米ドルとなる。これは、受益証券1口当たり純資産価格が公式のものよりも0.82%低いことに相当する。

注15. 関連会社取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、管理会社業務代行会社ならびに販売会社は、ファンドの関連会社とみなされる。関連会社への報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

注16. 当期中の重要な事象

管理会社は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（COVID-19パンデミック）に関連してファンドの状況を評価し、金融市場は非常に不安定で世界的な健康状態は依然として厳しいものの、監査人の監査意見の日付時点または予見可能な将来のいずれの時点においてもファンドを終了する予定はないことを確認している。管理会社は、受益者の利益のためにファンドの状況を引き続き注意深く監視する。

注17. 後発事象

期末後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象は存在しなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

クオンティック・トラスト
ー 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03
投資有価証券明細表
2021年2月28日現在
(米ドルで表示)

額面	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率*
<hr/>					
	その他の譲渡性のある有価証券				
	ミディアム・ターム・ノート	米ドル		米ドル	%
306,376,100 0.69 26MAR30	シグナム・ミレニアⅡ・リミテッド	米ドル	299,264,806.99	290,046,253.87	97.78
	ミディアム・ターム・ノート合計		299,264,806.99	290,046,253.87	97.78
	その他の譲渡性のある有価証券合計		299,264,806.99	290,046,253.87	97.78
	投資有価証券合計		299,264,806.99	290,046,253.87	97.78

投資有価証券の分類
2021年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 (%) *
<hr/>		
ケイマン諸島	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	97.78
		97.78
<hr/>		
投資有価証券合計		97.78

(*) 百分率で表示された純資産価額に対する当該資産の公正価値比率

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

IV. お知らせ

ファンドの受託会社であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）は、2020年11月23日をもって、商号を「ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited）」に変更しました。